

令和7年度（2025年度）第4次定期監査結果に係る注意事項の報告

令和7年（2025年）9月8日から令和7年（2025年）11月26日までの間に実施した定期監査における注意事項は次のとおり。

注意事項とは、監査結果のうち指摘事項には至らないが、早期の是正措置を促す必要があるもの。

令和8年（2026年）2月25日

熊本県監査委員事務局

① 行政

事項	内容	課題数
個人情報の取扱い等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報が記載された受信メールを、誤ったメールアドレスに転送し、個人情報が漏えいしている。 ・ 相談受付票を、別件の申請者への返却資料に混入し、個人情報が漏えいしている。 ・ 個人情報を記載した返信用封筒を誤って別人に送付し、個人情報が漏えいしている。 ・ 個人情報が記載された文書を紛失している。 ・ 一部の評定を誤って通知している。また、誤った評定に基づく証明書を交付している。 	5
行政文書管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政文書を誤廃棄している。 	1

② 収入

事項	内容	課題数
未収金対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 徴収努力はなされているものの、前年度末と比べて未収金額が増加している。 	1
収入調定事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 負担金について、誤徴収し、返還している。また、措置費について、返納不要にもかかわらず誤って納入通知書を発行している。 ・ 自動販売機設置に係る電気料について、収入調定が漏れ、翌年度に調定を行っている。 	2
収入証紙事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技能講習受講手数料及び自動車保管場所証明申請手数料について、誤徴収となり、返還している。 	1

③ 支出

事 項	内 容	課題数
手当に係る事務	<ul style="list-style-type: none"> ・通勤手当について、誤払があり、翌年度に返納させている。 ・住居手当について、誤払があり、翌年度に返納させている。 ・会計年度任用職員の期末勤勉手当について、別人に支払い、返納させている。 ・特殊勤務手当について、誤払があり、返納させている。 	5
旅費に係る事務	<ul style="list-style-type: none"> ・職員旅費について、支払漏れがあり、翌年度に支出している。 ・職員旅費について、誤払があり、返納させている。 	4
報酬・報償費に係る事務	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関への報償費について、誤払があり、返納させている。 ・産業医の報償費について、所得税の源泉徴収を誤り、差額を返還している。 ・医師謝金について、別人に支払い、返納させている。 	3
その他支払事務	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎等電気料金について、支払遅延が生じている。 ・委託契約に含まれている入院設備利用料について、誤払があり、返納させている。 ・郵便切手購入代金について、支払遅延が生じている。 ・会計年度任用職員の住民税について、支払遅延が生じている。 	4

④ 物 品

事 項	内 容	課題数
公用車の毀損	<ul style="list-style-type: none"> ・公用車による過失割合の高い物損事故が発生している。 ・公用車による自損事故が発生している。 	13
物品の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・公用携帯電話を亡失している。 ・複数の備品等について、不用決定等の手続を行わないまま令和5年度(2023年度)に廃棄処分し、一部は不用決定等の手続が完了していない。 ・ノートパソコンを亡失している。 	3